

沖縄リハビリテーション福祉学院
学 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この学院は、医療法人おもと会沖縄リハビリテーション福祉学院（以下、「学院」という。）と称する。

(目 的)

第2条 学院は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）、言語聴覚士法（平成9年法律第132号）、社会福祉士および介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士及び介護福祉士として必要な知識と技術を習得させると共に豊かな教養と人格の形成に努め、医療及び福祉従事者として広く国民の保健・医療・福祉、の向上に寄与することのできる人材を育成することを目的とする。

(位 置)

第3条 学院は、沖縄県島尻郡与那原町字板良敷1380番地1に置く。

(学業専念の義務)

第4条 学生は、学則及び学院長が定める細則を遵守し、学院の秩序の維持に努めるとともに、学業に専念し学業の向上に励まなければならない。

第2章 課程及び学科、修業年限並びに休業日等

(課程、学科)

第5条 課程、学科及び1学年の定員は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 医療専門課程
 - (一) 理学療法学科 昼間部 40名
 - (二) 理学療法学科 夜間部 40名
 - (三) 作業療法学科 昼間部 30名
 - (四) 作業療法学科 夜間部 30名
 - (五) 言語聴覚学科 昼間部 32名
- (2) 社会福祉専門課程
 - (一) 介護福祉学科 40名

(修業年限及び在学期間)

第6条 学院の修業年限及び在学期間・年限は、次のとおりとする。

- (1) 理学療法学科昼間部・作業療法学科昼間部・言語聴覚学科昼間部の修業年限は3年とし、在学期間は6年以内とする。
- (2) 理学療法学科夜間部・作業療法学科夜間部の修業年限は4年とし、在学期間は8年以内とする。
- (3) 介護福祉学科の修業年限は2年とし、在学期間は4年以内とする。
- (4) 前各号にかかわらず、第24条により入学した学生は、入学後の修業年限の2倍を越えて在学することはできない。
- (5) 前各号にかかわらず、最終学年の在学年限は2年以内とする。

(学年及び学期)

第7条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

- (1) 昼間部 各学年を次の2期に分ける。
 - 前学期 4月1日～9月30日
 - 後学期 10月1日～翌年3月31日
- (2) 夜間部 各学年を次の3期に分ける。
 - 1学期 4月1日～7月31日
 - 2学期 8月1日～11月30日
 - 3学期 12月1日～翌年3月31日

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 季節休暇（1年を通じて6週間～10週間程度とする。）
 - (4) 前各号のほか、学院長が定めた日
- 2 前項の規定にかかわらず、学院長が教育上必要と認めるときは、休業日に授業を行うことがある。

第3章 組織、職員及び会議

(組織)

第9条 学院の組織は、別表の通りとする。

(職員)

第10条 学院に次の職員を置く。

- (1) 学院長 1名
 - (2) 副学院長 1名
 - (3) 事務部長 1名
 - (4) 教務部長 1名
 - (5) 学科長 学科毎に1名
 - (6) 副学科長 学科毎に1名以上
 - (7) 専任教員 理学療法学科 12名以上
作業療法学科 12名以上
言語聴覚学科 5名以上
介護福祉学科 3名以上
 - (8) 事務職員 5名以上
 - (9) 講師(非常勤) 50名以上
- 2 学院長・副学院長・教務部長、各学科長及び副学科長は、専任教員を兼ねることができる。

(会議の種類)

第11条 学院に次の会議をおく。

- (1) 職員会議
- (2) 教職員会議
- (3) 運営会議

(会議の構成)

第12条 会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 職員会議は、学院長が招集し、学院の全職員をもって構成する。但し、学院長が必要と認める者をこれに加えることができる。
- (2) 教職員会議は、学院長が招集し、学院長、副学院長、教務部長、学科長、副学科長、専任教員及び事務部長により構成する。但し、学院長が必要と認める者をこれに加えることができる。
- (3) 運営会議は、学院長が招集し、学院長、副学院長、教務部長、学科長及び事務部長により構成する。但し、学院長が必要と認める者をこれに加えることができる。

(協議事項)

第13条 会議は、次の所掌に従って各々の領域に係る事項につき協議する。

- (1) 職員会議は、学院の運営全般に係る事項につき、その具体的運用等を協議する。
- (2) 教職員会議は、入学、進級及び卒業に係る事項並びに教育運営等に係る事項を協議する。
- (3) 運営会議は、学院運営並びに学生教育の根幹に関わる事項等について協議する。

(その他の会議・委員会)

第14条 学院長が必要と認めるときは、一定の期限を定めて目的毎の会議または委員会を置くことができる。

第4章 教育課程及び履修

(授業科目及び単位・時間数)

- 第 15 条 授業科目、及び単位・時間数は、それぞれの学科の教育課程表のとおりとする。
- 2 学院長が特に必要と認める場合は、第 1 項に定める以外の授業科目について授業を行うことができる。

(授業の方法等)

- 第 16 条 授業は、講義、演習、実験、実習、実技及び臨床・施設実習等により行うものとする。
- 2 授業時数の単位時間は、45 分とする。
- 3 時間数には、定期試験を含むものとする。

(単 位)

- 第 17 条 授業時間の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業の方法に応じ、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 理学療法学科・作業療法学科の臨床実習については、45 時間の実習をもって 1 単位とする。
- (4) 言語聴覚学科の臨床実習については、40 時間の実習をもって 1 単位とする。
- (5) 介護福祉学科の講義、演習および施設実習については、所定の修得時間数とする。

(単位の授与)

- 第 18 条 授業科目を履修し、その試験（課題等適切な他の評価法を含む）に合格し、教職員会議において相当と認められた者には、所定の単位を与える。

(既修得単位の認定)

- 第 19 条 学院以外の次の教育機関等において履修した単位は、学院の教育方針に照らし、教育上有益と認めるとき、これを認定することができる。
- (1) 学校教育法に基づく大学もしくは高等専門学校
- (2) 旧大学令に基づく大学
- (3) 医療関係職種の養成を行う施設として文部科学大臣の指定を受けた学校または厚生労働大臣の指定を受けた養成施設
- (4) その他、上記と同等、またはそれ以上と認められる教育関連機関
- 2 既修得単位の認定方法及び手続きについては別に定める。

(教育課程の編成)

- 第 20 条 学院は、教育目標を達成するために、適正な教育課程を編成するものとする。
- 2 教育課程は、各授業科目を必修科目とし、これを各年次に配当して編成するものとする。教育課程編成に関し、必要な事項は、教育課程編成規程に定める。
- 3 学院は、教育課程編成に関する事項を諮問するために教育課程編成委員会を設置する。教育課程編成委員会に関し、必要な事項は、教育課程編成委員会規程に定める。

第 5 章 入学、転科

(入学資格)

- 第 21 条 入学資格者は、次のとおりとする。
- (1) 学校教育法第 90 条第 1 項および同法施行規則第 150 条に定める大学に入学することができる者
- (2) 外国籍の者については、前項施行規則第 150 条第 1 号に定める外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(出願手続)

- 第 22 条 入学を志願する者は、所定の受験料を添え、所定の手続きにより出願しなければならない。

(入学試験)

- 第 23 条 入学出願者に対して次のいずれかの試験を行う
- (1) 一般選抜 (旧 一般入学試験)

- (2) 推薦型選抜 (旧 推薦入学試験)
 - (3) 特別選抜
 - (4) 総合型選抜 (旧 AO 入学試験)
- 2 入学試験に関する細部は、その都度これを定めて公表する。

(入学手続)

- 第 24 条 入学を許可された者は、学院長が指定する期限までに、入学金及び次に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 住民票
 - (2) 保護者、保証人連署の誓約書
- 2 前項に規定する保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 3 第 1 項に定める手続きが所定の期日までに行われなるときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転入、編入による入学)

- 第 25 条 次の号に該当する者が本学院への転入、編入を希望する場合は、当該学科に欠員のあるときに限り、選考の上入学を許可することがある。
- 2 転入、編入を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、転入については入学後の学年に必要な知識及び技術を習得していると学院長が認めた者とする。
- (1) 理学療法学科・作業療法学科への転入、編入
理学療法士及び作業療法士法第 11 条 1 の学校もしくは理学療法士養成施設、または同法第 12 条 1 の学校もしくは作業療法士養成施設に在学し、または在学したことがある者。
 - (2) 言語聴覚学科への転入、編入
言語聴覚士法第 33 条 1 の学校もしくは言語聴覚士養成施設に在学し、または在学したことがある者。
- 3 編入または転入に関し、必要な事項は別に定める。
- 4 介護福祉学科への転入、編入は認めない。

(転 科)

- 第 26 条 他の学科への転科は、原則として認めない。ただし、欠員のある時に限り選考の上、許可することがある。
- 2 転科の申請の時期及びその方法は、学院長が別にこれを定める。

第 6 章 休学・復学・退学・除籍

(休 学)

- 第 27 条 学生が休学を希望するときは、その理由を詳記し、保護者もしくは保証人連署の上、学院長に願い出て許可を受けなければならない。
- この場合、傷病による休学のときは、医師の診断書を添付するものとする。
- 2 学院長は、必要があると認めるとき、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、通算して 1 年以内とし、在学期間には算入しないものとする。ただし、学院長が特別の事由があると認めるときは、さらに 1 年以内に限って、休学を許可することができる。

(復 学)

- 第 28 条 休学期間を満了して復学しようとする者は、別に定める様式により、学院長の許可を得なければならない。
- 2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、前項に準じて願い出た上、速やかに復学しなければならない。

(退 学)

- 第 29 条 学生が、退学を希望するときは、その理由を詳記し、保護者もしくは保証人連署の上、学院長に願い出て許可を受けなければならない。
- この場合、傷病による退学のときは、医師の診断書を添付するものとする。

(除 籍)

- 第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教職員会議の議を経て、学院長が、これを除籍することができる。
- (1) 長期にわたり行方不明の者
 - (2) 在学年限を越えた者

- (3) 第 26 条 3 項の休学期間を越えてなお、修学できない者
- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後、督促してもなお、所定の手続きをしない者
- (6) 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促してもなお、納入しない者

第 7 章 試験、進級及び卒業

(試験)

- 第 31 条 試験は、原則として各学期の期末にそれぞれの学期に履修した授業科目に対して行うものとする。
- 2 傷病その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった学生に対して、原則として 1 回に限り、追試験を行うことができる。
 - 3 試験の成績が不良である学生に対しては、原則として 1 回に限り、再試験を行うことができる。
 - 4 試験は、100 点をもって満点とし、60 点以上を合格とする。
 - 5 前各項に定めるものの他、試験に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

(進級)

- 第 32 条 学院長は、所定の単位を修得し、介護福祉学科においては所定の修得時間数を修了し、当該学年の課程を修了したと認められる者を進級させる。
- 2 進級判定の基準は、学院長が別にこれを定める。

(卒業及び称号授与)

- 第 33 条 学院長は、卒業と認められる者に対し、卒業証書及び称号授与書を授与する。
- 2 称号授与書において、医療専門課程を修了した者には、専門士（医療専門課程）、社会福祉専門課程を修了した者には、専門士（社会福祉専門課程）の称号を授与する。
 - 3 卒業認定の時期及びその基準は、学院長が別にこれを定める。

第 8 章 守秘義務

(守秘義務)

- 第 34 条 学生は、学院生活でふれる個人情報、とりわけ臨床実習及び施設実習でふれる患者及び施設利用者の診療情報並びにプライバシー情報が個人の重要な権利であることを自覚し、その秘密を保持する責任を負う。
- 2 前項の責任は、卒業又は退学後であっても、存続する。

第 9 章 賞 罰

(表彰)

- 第 35 条 学院長は、人物・学力ともに優秀で他の学生の模範となるべき者に対して、これを表彰することができる。

(懲戒)

- 第 36 条 学院長は学則及び学則に基づき学院長が定める細則に反し、学生としての本分に反する行為があった学生に対し、訓告、停学及び退学を命ずることができる。
- 2 懲戒に関し、その詳細は別に定める。

第 10 章 入学金・授業料などの納付

(入学金、授業料及びその他費用)

- 第 37 条 入学金、授業料及びその他の費用は、別に定める。

(納入及び納入の特例)

- 第 38 条 入学を許可された者は、前条に定める所定の納付金を納入しなければならない。ただし、授業料の納期日は下記のとおりとする。
- | | |
|--------|--------------|
| 上半期納期日 | 入学試験日より別に定める |
| 下半期納期日 | 9 月 30 日まで |
- 2 2 年次からの施設充実費、実験実習費は、上半期納期日 4 月 15 日までに納入しな

- ればならない。ただし、授業料は、上半期、下半期に分けて納入するものとする。
- 3 休学した学生については、別に定める。
 - 4 入学試験受験料及び卒業証明書発行料などについては、学院長が別に定める。

(返 還)

- 第 39 条 一旦納入した入学金は、これを返還しない。
- 2 入学後、一旦納入した学費は、返還しない。
 - 3 後期開始日以降に在学している学生の一旦納入した後期授業料は、返還しない。

第 11 章 健康管理

(健康診断)

- 第 40 条 学院において、学生の健康保持のため、年 1 回定期健康診断を行う。

第 12 章 図書室

(図書室)

- 第 41 条 学院に、図書、文献及び研究資料などを収集保管し、職員及び学生の閲覧に供するため、図書室を置く。
- 2 図書室の管理運営に関し、必要な事項は、学院長が別に定める。

第 13 章 学校評価

(学校評価)

- 第 42 条 学院は、教育活動その他学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学院運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上を図るものとする。
- 2 学校評価に関し、必要な事項は、学校評価に関する規程に定める。

第 14 章 雑 則

(氏名などの変更届)

- 第 43 条 学生は、保護者、保証人または、自己の氏名もしくは住所に変更があった時は、その事実を証する書類を添えて、速やかに学院長に届け出なければならない。

(保証人の変更届)

- 第 44 条 学生は、保証人が欠けたとき、また、保証人を変更するときは、所定の手続きにより速やかに学院長に届け出なければならない。

(細則の制定)

- 第 45 条 学院長は、この学則に基づいて細則を設けることができる。

(学則の改廃)

- 第 46 条 この学則の改廃は、学院長の発議により理事会の決議を得て、理事会がこれを行う。

- (附 則) この学則は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

- (附 則) この学則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- (附 則) この学則は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。